

北播磨新地域ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 北播磨地域のめざすべき将来像を示す新たな地域ビジョン（以下「新地域ビジョン」という。）を多様な主体の参画により策定するため、北播磨新地域ビジョン検討委員会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会潮流、地域の課題や将来像に関する調査研究
- (2) 新地域ビジョンの策定
- (3) その他新地域ビジョンの策定に必要な事項の検討

(組織)

第3条 検討会は別表に掲げる委員で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する
- 4 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集する。ただし、初回の会議は、県民局長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員を指定して招集することができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 事故その他やむを得ない理由により会議を開催できないと委員長が認める場合、委員長は個別に委員の意見を聴取し、会議の開催とすることができる。

(部会)

第6条 委員会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員は委員長が指名する。
- 3 部会には部会長を置く。
- 4 部会長は部会に属する委員の中から委員長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第2項から第4項を準用する。

(謝金)

第7条 委員及び第5条第3項に定める者が、検討会及び部会の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

ただし、書面会議については、別途定める。

(旅費)

第8条 委員及び第5条第3項に定める者が、検討会及び部会の職務に従事するため旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(事務)

第9条 検討会の事務は、北播磨県民局総務企画室において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

第7条により定める委員等の謝金

北播磨新地域ビジョン検討委員会の委員等の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準じて下表の額を支給する。

検討会委員の区分	謝金の額
委員長	日額 15,500円
委員及び第5条第3項に定める者	日額 12,500円
部会委員の区分	謝金の額
部会長	日額 15,500円
委員及び第6条第5項において準用する第5条第3項に定める者	日額 12,500円

(書面会議)

委員の区分	謝金の額	
大学教授級	1回	6,100円
大学准教授級	1回	5,100円
その他	1回	4,100円

別表(第3条関係)	
氏名	所属・役職
田中 雅和	兵庫教育大学大学院教授
松本 剛	兵庫教育大学大学院教授
三宅 康成	兵庫県立大学教授
奥貫 麻紀	関西学院大学准教授
山本 和樹	第10期北播磨地域ビジョン委員長
依藤 順子	第10期北播磨地域ビジョン副委員長
中野 典子	第10期北播磨地域ビジョン副委員長
徳岡 武義	西脇市津万地区自治協議会長
真鍋 典子	県立社高等学校主幹教諭
河越 恭子	三木市国際交流協会事務局長
徳岡 和秀	西脇市都市経営部次世代創生課長
降松 俊基	三木市総合政策部企画政策課長
入江 一與	小野市総合政策部次長
藤後 靖	加西市ふるさと創造部人口増政策課長
下岡 正裕	加東市まちづくり政策部企画政策課長
谷尾 諭	多可町企画秘書課長
内藤 忠	第9期北播磨地域ビジョン委員長

北播磨新地域ビジョン検討委員会設置要綱 新旧対照表

現行	改正案(R3. 1. 4～)																		
<p>第7条により定める委員等の謝金</p> <p>北播磨新地域ビジョン検討委員会の委員等の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準じて下表の額を支給する。</p> <table border="1" data-bbox="125 758 1093 970"> <thead> <tr> <th>委員の区分</th> <th>謝金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>日額 15,500円</td> </tr> <tr> <td>委員及び第5条第3項に定める者(第6条第5項において準用する場合を含む。)</td> <td>日額 12,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(書面会議) 略</p>	委員の区分	謝金の額	委員長	日額 15,500円	委員及び第5条第3項に定める者(第6条第5項において準用する場合を含む。)	日額 12,500円	<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この要綱は、令和3年1月4日から施行する。</p> <p>第7条により定める委員等の謝金</p> <p>北播磨新地域ビジョン検討委員会の委員等の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準じて下表の額を支給する。</p> <table border="1" data-bbox="1146 758 2114 1182"> <thead> <tr> <th>検討会委員の区分</th> <th>謝金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>日額 15,500円</td> </tr> <tr> <td><u>委員及び第5条第3項に定める者</u></td> <td>日額 12,500円</td> </tr> <tr> <th colspan="2"><u>部会委員の区分</u></th> </tr> <tr> <td>部会長</td> <td>日額 15,500円</td> </tr> <tr> <td><u>委員及び第6条第5項において準用する第5条第3項に定める者</u></td> <td>日額 12,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(書面会議) 略</p>	検討会委員の区分	謝金の額	委員長	日額 15,500円	<u>委員及び第5条第3項に定める者</u>	日額 12,500円	<u>部会委員の区分</u>		部会長	日額 15,500円	<u>委員及び第6条第5項において準用する第5条第3項に定める者</u>	日額 12,500円
委員の区分	謝金の額																		
委員長	日額 15,500円																		
委員及び第5条第3項に定める者(第6条第5項において準用する場合を含む。)	日額 12,500円																		
検討会委員の区分	謝金の額																		
委員長	日額 15,500円																		
<u>委員及び第5条第3項に定める者</u>	日額 12,500円																		
<u>部会委員の区分</u>																			
部会長	日額 15,500円																		
<u>委員及び第6条第5項において準用する第5条第3項に定める者</u>	日額 12,500円																		